平戸市

介護保険料の算定方法について　R6～8年度

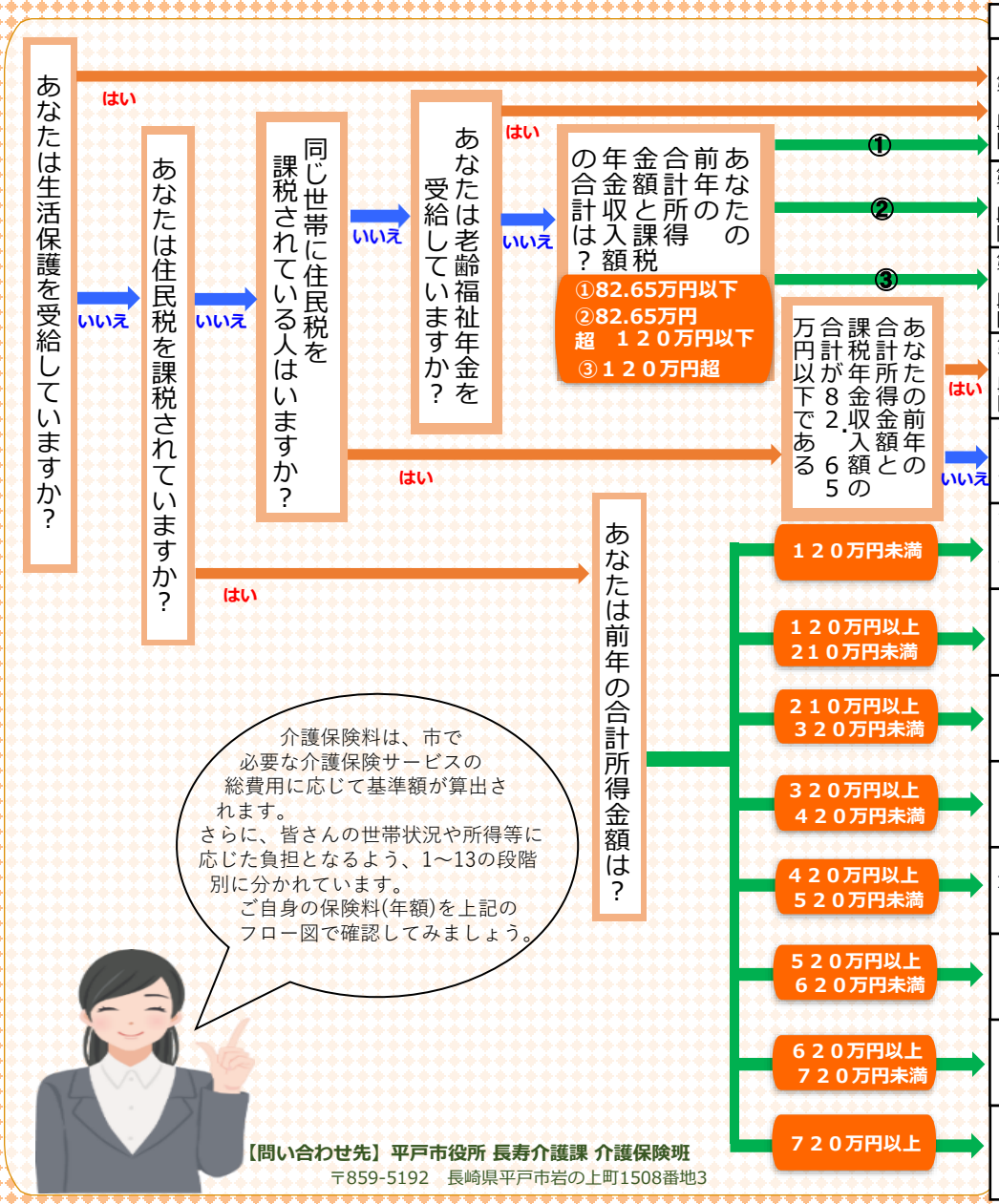

【問い合わせ先】平戸市役所 長寿介護課 介護保険班
〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3

			対象者	調整率	保険料
第1段階	本人：住民税非課税	世帯全員：住民税非課税	・生活保護受給者又は老齢基礎年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年のその他の合計所得金額+課税年収入額が82.65万円以下	基準額×0.285	18,800円
第2段階			本人含め世帯全員が住民税非課税で、本人の前年のその他の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円超120万円以下	基準額×0.485	32,000円
第3段階			本人含め世帯全員が住民税非課税で、本人の前年のその他の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	基準額×0.685	45,200円
第4段階		同じ世帯に住民税課税者がいる	本人は住民税非課税で、世帯員に住民税課税者がいる人かつ本人の前年のその他の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円以下	基準額×0.90	59,400円
第5段階			本人は住民税非課税で、世帯員に住民税課税者がいる人かつ本人の前年のその他の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円超	基準額	66,000円【基準額】
第6段階	本人：住民税課税		本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	79,200円
第7段階			本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	85,800円
第8段階			本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	99,000円
第9段階			本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70	112,200円
第10段階			本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.90	125,400円
第11段階			本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.10	138,600円
第12段階			本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.30	151,800円
第13段階			本人が住民税課税で、本人の前年中の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40	158,400円